

簡易ガス事業に係る法制面の取扱いについて

1. 簡易ガス事業に係る制度のうち、事業規制については、第12回小委員会において以下の方向性を示した。
 - ①現行一般ガス事業の供給区域における参入規制は撤廃する。また、供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制は撤廃する。ただし料金規制の経過措置を設けることを検討する。
 - ②一方、簡易ガス事業に係る保安制度については、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会及び液化石油ガス小委員会において、安全性の確保を大前提とした上で、可能な限りガス事業法と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」と呼ぶ。）の整合化を図り、簡易ガス事業の保安規制を液石法に移行することは可能。
 - ③以上を踏まえ、簡易ガス事業制度を廃止することとし、その結果、LPGガスを導管で供給する事業は供給先の戸数に関わらず液石法でまとめて規制する。
2. 簡易ガス事業をガス事業法の適用から外すとした場合、当該事業については液石法及び高圧ガス保安法の各種規制が適用されることとなる。これに関し、ガス事業法は、ガスの使用者の利益を踏まえつつ、事業許可や業務改善命令といった制度を置き、事業規制と保安規制が相まって全体として保安を確保しているのに対し、液石法等は基本的に保安規制（技術基準、第三者による保安検査（開放検査を含む。）等）のみで保安を確保している。このため、保安規制の手法・水準に相違があり、例えば、ガス事業法は開放検査なしに供給継続が可能だが液石法等は開放検査が必要となるが、簡易ガス事業について保安規制の手法・水準を現時点で変更する必要は特段ない。
3. 簡易ガス事業を液石法の対象とする際にこれら事業に課される液石法及び高圧法上の保安手法・水準をガス事業法のそれと同等にするためには、ガス事業法にある業務改善命令といった制度を液石法に設けることが必要と考えられる。しかしながら、これまでの液石法等の考え方との関係から法制的な課題がある。
4. 以上を踏まえると、簡易ガス事業を引き続きガス事業法の対象とし、その中で保安規制を講じることにより、簡易ガス事業に現在課せられる保安規制の手法・水準を維持することとする。なお、これにより上記1. ①の方向性に変更が生じるものではない。

ガス事業法等における保安確保の考え方について

- ・簡易ガス事業がガス事業法の適用を外れた場合、液化石油ガス法及び高圧ガス保安法が適用。
- ・ガス事業法は、ガスの使用者の利益を踏まえつつ、事業規制と保安規制が相まって全体として保安を確保しているのに対し、液石法等は基本的に保安規制(技術基準、第三者による保安検査(開放検査を含む。)等)のみで保安を確保しているため、保安規制の手法・水準に相違あり。

